

## 国における精神保健福祉対策 特に地域移行等

(平成 29 年度全国保健所長会研修会 抄録)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

わが国の地域精神保健医療については、平成 16 年 9 月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心」という理念を明確にし、様々な施策を行ってきた。この間、長期入院患者の年齢階級別の入院受療率は、保健・医療・福祉の関係者の努力も相まって低下傾向にある。

国においては、平成 28 年 1 月から約 1 年にわたり、精神保健医療福祉の専門家、精神科医療の当事者等を構成員とした「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」を開催し、新たな医療計画等の策定に向けた精神保健医療のあり方及び精神保健福祉法の 3 年後見直し規定の検討事項等について議論した。平成 29 年 2 月にとりまとめられた報告書においては、新たな地域精神保健医療体制のあり方について、①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、②多様な疾患等に対応できる医療連携体制の構築、③精神病床のさらなる機能分化を推進することが求められた。

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。このため、あるべき地域精神保健医療福祉体制を見据えた中長期の目標を設定し、計画的に施策を展開する必要がある。